

# 岩木山ハンググライダー・ミーティング2011

(兼 青森県HG選手権(予定))

## 【開催要項】

主催	岩木山蜻蛉倶楽部(代表 本間正輝)
公認	青森県ハング・パラグライディング連盟(予定)
開催地	岩木山(津軽岩木スカイライン) エリア/青森県中津軽郡岩木町常盤野字黒森18
開催日	2011年7月31日(日) 不成立の場合、2011年8月28日(日)を予備日とする。
競技内容	指定パイロン周回によるフリーディスタンス
参加資格	1) JHFハングフライヤー登録有効者及びJHF P証、C証は指導員同伴のこと 2) 使用機体は原産国がJHSCによって認められた国の滞空証明が明示されたものとする。
参加機体	FAIクラス1・5とする
装備	レスキューパラシュート・ヘルメット、サブライン、ロック付きカラビナを装備すること
参加費	1) 1,000円(支払いは当日現地にて受付する) 2) ビジター料なし、有料道路費用は含まない。順延時となった場合、既に支払い済みの選手について新たな参加費用は徴収しない
予定定員	20名程度(出来る限る受入れる方針ですが、やむを得ず申込みをお断りする場合があります)
申込方法	参加申込用紙を、当日現地にて申込み、または事務局へ郵送、FAX、電子メールにて申込むこと 大会案内ホームページ <a href="http://www14.plala.or.jp/iwakisan-danburi/meeting">http://www14.plala.or.jp/iwakisan-danburi/meeting</a> (予定)
申込期限	当時現地9時まで受付
事務局	岩木山蜻蛉倶楽部 事務局 山上道夫 〒030-0843 青森県青森市浜田2-11-13 電話/FAX 017-729-3318 電子メール yama3@dmil.plala.or.jp
所持品	1) 時刻が記録できるデジタルカメラ、GPSで判定をします(表示装置類は各自準備のこと) 2) 技能証・フライヤー登録証 3) 携帯電話、無線機など緊急時に連絡がとれる手段
移動手段	移動・回収は選手自らにより行うこと 有料道路を使用する場合バス券を別途有料発効する(ビジターは1枚1,000円、同乗500円)
賞典	総合1位: 記念品、県優勝者: 県選手権カップ
日程	受付 8:00-9:00 (着陸場) 開会式 9:00-9:15 競技時間 10:30-15:00 (着陸クローズ) (フリースタート式) 成績申告期限 16:00 (着陸場) 閉会式 16:30 (着陸場)
その他	大会成立基準 1) HG青森県選手権の成立基準 青森県連に所属する選手で、L/D=8(6.4km)以上の飛行記録達成者が1名以上出た時点で成立とする 2) 岩木山ハンググライダー・ミーティング2011の成立基準 L/D=8(6.4km)以上の飛行記録達成者が1名以上出た時点で成立とする

# 岩木山ハンググライダー・ミーティング2011

## (青森県 HG 選手権 (予定))

### 【競技規程】

#### 1. 「フリーディスタンスパイロン」の競技説明

- 1) エリア内にパイロンを数箇所設置、自由な飛行奇跡でフライトし、スタート地点から最終パイロンまでの距離を飛行記録とする。但し、パイロンの使用回数は、主着陸場 (T) は無制限、他は2回まで有効とする
- 2) 指定パイロン2箇所はボーナス距離を1回に限り加算できる (山頂: 2km、9合目リフト小屋: 1km。但し、両パイロンの撮影順については距離表に注意書きを記載する。また、大会成立基準の距離 6.4km へボーナス距離は含めない。)
- 3) フライト本数は制限せず、選手の有利なフライト成績を提出する
- 4) スタートゲートオープン時刻は別途設定通知する

#### 2. 時間計測 (カメラ使用の場合)

- 1) スタート時刻は、選手のスタートボード撮影写真時刻、フライト終了時刻は、選手が空中から撮影 (又は地上セクター内からの証拠写真撮影) した最終パイロン撮影時刻
- 2) 最終パイロンを空中から撮影出来なかった場合は、セクター (FAI ルール) 内に着陸した旨の証拠写真の時刻とする  
※着陸後の証拠写真: パイロンの位置が特定出来る場所で、機体・ヘルメット他、本人と確認出来る写真である事

#### 3. 写真撮影方法 (カメラ使用の場合)

- 1) デジカメ・ネガフィルムの何れかとする。ネガフィルム時の現像は選手で全て行うこと
- 2) 大会時刻 (スタートボード時刻) と2分以内に合わせる
- 3) スタートボードを撮影する
- 4) 飛行してパイロンを撮影する
- 5) 最終パイロンを空中から撮影出来なかった場合は、地上セクター内で証拠撮影する

#### 4. GPS使用時の取扱い

- 1) フライト前に、過去の全データを消去する
- 2) スタートボード撮影は不要 (スタート係りが確認)
- 3) 時間計測・パイロン通過は、GPS記録データを採用する
- 4) セクターは、写真撮影の場合と同じとする (FAI ルール)
- 5) PC・ソフト・ハード機材は、選手が準備し、その記録を証明する

#### 5. 大会成立基準

- 1) HG 青森県選手権の成立基準  
青森県連に所属する選手で、LD=8 (6.4 km) 以上の飛行記録達成者が1名以上出た時点で成立とする
- 2) 岩木山ハンググライダー・ミーティング2011の成立基準  
LD=8 (6.4 km) 以上の飛行記録達成者が1名以上出た時点で成立とする

#### 6. 順位決定方法

- 1) 飛行記録の高い順に成績を決定する (ボーナス距離含む)
- 2) 同距離得点の場合は、飛行時間の短い方を上位とする
- 3) 何れも飛行時間記録を提出できない場合は、スタート時刻の早い方を上位とする
- 4) 何れかが飛行時間を提出できる場合は、飛行時間を提出できる方を上位とする

## 7. 選手と機体の運搬及び回収

- 1) テイクオフまでの登頂下山は、各自で行うものとする。
- 2) アウトランディングした選手の回収及び、選手の移動は各自で行うこと。
- 3) 有料道路を使用する場合パス券を別途有料にて発効する（ビジターは1枚1,000円、同乗時は500円を支払うこと）

## 8. テイクオフ方法およびセットアップゾーン

- 1) グライダーのセットアップゾーン、注意点については当日開会式時説明する。

## 9. リフライトおよび機体の変更

- 1) リフライトを希望する選手は何度行ってもよい。申請する成績は任意とする
- 2) 機体の変更は、参加資格を有する機体でフライト前にその旨を大会側に連絡する場合に限り選手は自由に変更することができる。

## 10. 選手の責任範囲

- 1) フライト実施については、気象条件、技能に応じて、選手自身が最終判断するものとする。
- 2) 離陸、着陸についてはおのおのの技能に応じた方法で行い、安全余裕を取って行うこと。
- 3) 耕作中の農地、民家や施設等の敷地への着陸で、第三者に対する損害を与えた場合、被害者に対して責任をもって対応し、大会本部へ報告すること。
- 4) 回収、大会本部への帰着については、基本的に自己回収とする。

### 11. 警告・フライト失格

以下に該当する選手に警告を与え、役員判断によりフライト失格とし、当日のフライトが認められない。

- 1) 大会役員指示に従わない者。
- 2) 雲中飛行、空中接触など危険な飛行を行ったと判断される場合や、故意にテイクオフを失敗した者。
- 3) 送電線・高圧鉄塔・変電設備の周囲及び上空150m以内に近づいた者。
- 4) 故意に不正な競技報告を行った者、及び事故やフライト失格となる場所への着陸を報告しない者。  
また、他の選手の同行為を幫助した者。
- 5) 耕作中の農地、民家や施設等の敷地への着陸で、第三者に対する損害を与えた者。

### 12. 抗議

抗議申立は、トラブル発生後30分以内に供託金10,000円を添えて、文書にて大会側に異議申立をすることができる。抗議が受け入れられれば供託金は返済される。

## 【安全規定】

### 1. 安全規定

- 1) 全てのフライトは、選手個人の責任において行わなければならない。
- 2) 選手は、心身ともに競技参加に支障の無いよう、健全でなければならない。
- 3) フライトは、使用機体の運用限界以下で行わなければならない。
- 4) 電線、建築物、人混みの上空では50m以上の高度を持って飛行すること。
- 5) 高圧線付近を飛行する場合、高圧線から100m以内だと磁場の引きつけを起こす場合があるので、100m以上の安全間隔を持って飛行すること。
- 6) エリア内の飛行禁止空域をフライト前に熟知し、フライトを行ってはならない。

### 2. 装備について

- 1) 競技に参加する選手は、適切なる防護ヘルメット、ロック付きのカラビナ、120日以内にリパックされた緊急用パラシュート、サブスイングラインを必ず装備すること。
- 2) 無線の使用は、電波法に基づいて行うこと。また、オフィシャル周波数での私用通信は禁止する。

### 3. 飛行中ルール

- 1) 同一サーマルでは、上の機体は下でセンターリングしている機体の旋回方向に合わせること。
- 2) 先にセンターリングしている機体がいるサーマルへ入る場合、必ずその旋回方向を合わせること。
- 3) 同高度でセンターリングしている機体は、旋回を中心を合わせるようにすること。
- 4) その他優先権等は、航空法に準ずる。
- 5) 着陸で同時侵入になった場合、高度のある機体が高度の低い機体の後方を飛行すること。

### 4. 競技の中止

- 1) 一旦競技が開始されても、気象条件の急変等によりその競技をキャンセルする場合がある。

### 5. 航空法の遵守

- 1) この規定に定めのない飛行場のルールは、航空法を遵守すること。

以上